

平成21年(行コ)第67号 怠る事実の違法確認請求事件(住民訴訟)

控訴人 太田 計 他1名

被控訴人 大阪府知事 橋下 徹

## 控訴人第1準備書面

平成21年6月24日

大阪高等裁判所 第9民事部二C係 御中

上記控訴人 太田 計

上記控訴人 小林 洋一

被控訴人答弁書(平成21年6月24日付け)に関し、大方で見解を異にするものがあるが特に以下2件について反論する。

第1 被控訴人答弁書の、会期外の法定外会議における費用弁償の給付について(被控訴人答弁書10,11頁)

控訴人の議会閉会中は、議会の権能が一切停止され、従って会期外の法定外会議には費用弁償を支給することが出来ないとの主張に対し、常任委員会や、特別委員会、議会運営委員会は議会の議決により、特定事件について議会閉会中も審査出来るとし、本件法定会議はいずれも法定会議の委任を受けた内部組織であり、特定の事件について法定会議が閉会中に審査できる旨定めることによって、その内部組織の法定外会議に費用弁償が支給出来ると主張する。しかしながら、本件が対象としている期間について、法定会議において閉会中継続審査を議決したのは、健康福祉常任委員会の平成18年5月議会の3件、平成18年9月議会の3件、平成18年12月議会の3件、平成19年2月議会の3

件で、いずれも請願に関する継続審査の議決である。それ以外の大部分の法定会議ではこのような継続審査の議決は行われていない。(甲第21号証)

又継続審査の議決が行われた事件はいずれも同一請願の継続審査の議決であり、審議未了で廃案になることを避けるため行われたもので、会期外に継続審査に関する実質的審議は行われていない。(甲第6-7号証参照)

以上、被控訴人の主張するような事実は無く、従って会期外について行われた法定外会議に費用弁償は支給出来ない事となる。

又、法定委員会において毎会議で継続調査事件を議決している。控訴人はこの議決が会期外の審査を有効ならしめるものでは無いと考えるが、被控訴人が仮にそのような効果を期待しているものとしても、議決した継続調査事件はそれぞれの委員会ではほぼ10年来同様な項目であり、継続審査は特定事件について審査出来るもので、このような継続的で、網羅的定めは特定事件を定めたとは言えず、継続審査の要件たり得ない。(甲第22号証、松本英昭、逐条地方自治法、第3次改訂版 P370, 371)

## 第2 被控訴人答弁書の、費用弁償の正当性について(被控訴人答弁書12, 13頁)

被控訴人は費用弁償は諸雑費相当額と交通費相当がとからなり、交通費については交通機関の利用実態を考慮すれば、費用弁償が実費弁償であることを考慮しても、裁量の範囲と主張する。

費用弁償は公金を原資とするものであるから、全ての費用について厳密に積算して定めるとまではともかく、少なくともどのような費用について、どのような費用の見積もりをもってこれを定めた事を明らかにすることは、税金を支出している府民に対して最低限の責務であり又法的にも要求されるものである。

しかしながら、被控訴人の利用実態とはいかなるものかが全く明らかにされず、タクシー利用を考慮すればこのような定めは違法とは言えないと主張するのみであり、控訴人より過去に幾度となく費用の根拠について疑義を申し立てている

にも拘わらずこのような主張に留まることは最早費用の見積もり根拠を有していないと考えざるを得ない。

タクシーの利用に限って考えると、交通費は最も経済的な通常の経路及び方法によって算定されるべきであるが、タクシーの利用は本件費用弁償の対象が、定例会などの議会への参集であるところ、それらは予め決められた日程で行われるもので、緊急的な参集は例外的で、又少なくとも本件訴訟対象期間では通常の交通機関が利用できない時間帯まで会議がかかった実績もなく、過去に遡っても滅多に起こるものではない。最小費用で最大効果を定めた地方財政法(第4条第1項)の趣旨からしても、地方議会の議員は率先してこの実現に努力すべき責務があり、その点からして不要なタクシーの利用は厳に避けるべきであり、前述のように会議への参集に公共交通機関の利用で十分目的が果たされる状況で仮に利用したとしても、それは個人的な好みの問題であり、そのような費用を費用弁償に含めるのは公正さを欠くというものである。

以上被控訴人が費用弁償の中味について何ら具体的な立証を行わない中で、控訴人らが行った費用弁償の試算(控訴理由書27頁)は、費用弁償の多寡を判断する有用な試算であり、この試算では費用弁償額の標準的な額と実費は優に3倍もあり、このような高額な費用弁償を定めることは裁量の範囲を超えて違法である。

以上